

伊藤正信議員



幅が狭い生活道路の今後の対応、対策については

問

22年度の土木事業の申請

について聞く。

道路改良や側溝新設等を、

区長等が自治会単位で申請する。毎年市が照会し、予算策定

資料として活用する。

(1) (道路改良事業で申請

要件の幅員) 5mという根拠について聞く。

(2) 1.8mの道路が結構ある

が、今後の対応、対策は。

(3) 集落で(全地権者に)承諾されない申請は受け付けられないといつ、市の考え方はどうか。

(4) 五之三町福島地内の神明社の西側道路は、13年に(道路改良を)申請したが一部完成していない。なぜか。

答 土木課長

(1) 「宅地開発行為等に関する指導要綱」と整合性を図り、5m以上で依頼している。

(2) 4m(未満)道路の整備要望は、4月施行で「狭い道路の拡幅整備に関する要綱」を策定した。

(3) 22年度より、地区と(承諾が必要な)関係地権者からの申請により、道路整備

(4) (議会の同意等が法で定められた行政委員の)選任同意議案の人選は、経験、知識等いろんな形でポイントを定めることを要望したいがどうか。

既存の道路境界線
既存の道路境界線
幅員4m未満
道路中心線
整備後の道路境界線
2m
2m
=道路後退用地

要綱に基づく申請により整備

根拠法令に基づいている

今後とも接続促進を図つてていく

(3) 一部の地権者同意のみの申請は、整備が長期化している。早期整備のためにも、全地権者の了解は必要不可欠と考えている。

を進めていく。

(3) 一部の地権者同意のみの申請は、整備が長期化している。早期整備のためにも、全地権者の了解は必要不可欠と考えている。

現段階で(独自の)選任基準はないが、根拠法令に定められた基準に基づいている。

(4) (申請時に)全地権者から了解が得られていない。一部地権者の理解が得られるよう、引き続き交渉していく。

行政委員選任に基準を設けては

農業集落排水事業区域内に(下水に未接続の)くみ取り便所がある状況だが、認識を聞く。

集落排水に未接続がある認識は

現段階で(独自の)選任基準はないが、根拠法令に定められた基準に基づいている。

問

今後も接続促進を図っていく

下水道課長

「汚水処理施設条例」でくみ取り便所の改造期限は規定していないが、供用開始から3年以内に接続しなければならない旨を規定しているので、必然的に水洗化が必要になる。

今後とも接続促進を図つてていく考えである。

答 総務部長